

別記様式(第6関係)

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会常務委員会		
開催日	令和4年12月20日(火)		
開催時間	午前9時27分 開会 ・ 午前10時00分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 本庁舎4階 大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 宮永 文雄		
出席者(委員)氏名(出席者数)	織田 京子、川崎 葉子、大塚 明夫 佐藤 泰彦、宮永 文雄、新井 昌行 (委員長1名、委員5名)		
欠席者(委員)氏名(欠席者数)	芝寄 和好 (委員1名)		
事務局職員職氏名	都市建設部長	清水 洋	
	〃 副部長	五十嵐 剛	
	〃 都市計画課長	戸ヶ崎 徹	
	〃 〃 副参事	島田 幸男	
	〃 〃 計画担当主査	飯塚 大輔	
	〃 〃 〃 副主査	柳 忍	
	〃 〃 〃 主事補	柴田 瞳子	
傍聴の可否(傍聴者数)	可 (0名)		
会議の内容	(議題) 議案第1号 鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)		
	(決定内容) ○議案第1号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決された。		
	(説明の概要) ○議案第1号 生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限解除されたことにより、生産緑地地区の変更を行う。		

(主な質問事項)

【議案第1号について】

Q. 1

廃止、変更の理由について説明があったが、全部廃止のところと、一部廃止のところがある。一部廃止について、残っている生産緑地はどのような扱いか。

A.

一団の生産緑地の中で一部残っているところは、複数の所有者が1つの生産緑地にまとまっている場合であり、その中で、廃止される方とされない方がいる、ということになる。

Q. 2

複数の所有者の方がいる場合は、亡くなったり、故障したりした方の部分のみ廃止する、ということによろしいか。

A.

その認識でよい。

Q. 3

一部廃止で面積が残るところは、まだ生産緑地の耕作する期間がある、ということによいか。

A.

はい、まだ生産緑地の期間が残っている。

Q. 4

複数の所有者ということは、生産緑地の番号が違う、ということか。生産緑地の所有者は1人ではないのか。

A.

例えば議案書P. 10では黄色の部分を今回削除し、赤枠の部分を残す。これらを併せたものが生産緑地の一地区になる。黄色の部分は死亡や故障で生産緑地を解除し、赤枠の部分は別の方が耕作している、という解釈になる。地区の中で耕作する人が何人かいる。

Q. 5

つまり、1つの生産緑地に複数の所有者がいる、ということか。それならば、どこの誰が死亡や故障をしたので削除する、ということを議案書に明記すべきではないか。

A.

ご指摘の通り、図面上ではわかりずらいところもありますが、故障の詳細までは個人情報の観点から記すことができない。

Q. 6

所有者が3人のうち1人が故障した、のように明記してもらえれば今のような疑問がなくなる。

A.

ご指摘の点について、今後、説明の中で触れられるようにしていきたい。

	<p>Q. 7 過去に参加した他市町村の審議会で、生産緑地に指定していても適正な管理ができてない、という指摘が挙げられた。鴻巣市では、管理はどのように行っているか。</p> <p>A. 職員が見回りを行っている。適正な管理ができていないことを確認したら、管理者に連絡を取り、適切な管理を促している。</p>
<p>配布資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 議案書</li> <li>3 議案資料</li> <li>4 鴻巣市都市計画審議会常務委員会委員名簿</li> <li>5 配席表</li> </ol>